田村市

http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/29/shugaku-enjo.html

就学援助制度について

印刷用ページを表示する　掲載日：2016年1月8日更新

就学援助制度

田村市では、経済的な理由により小・中学校に通うことが困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費等にかかる費用の一部を援助する制度を設けています。

援助の対象になる方

田村市内に住所を有し、かつ、田村市立小・中学校に在籍し、以下の基準に該当する児童生徒の保護者で、教育委員会が認定する方となります。

(1)　生活保護を受けている方
(2)　市町村税が非課税または減免されている
(3)　個人事業税が減免されている
(4)　固定資産税が減免されている
(5)　国民年金の掛金の減免を受けている
(6)　国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けている
(7)　児童扶養手当の支給を受けている
(8)　生活福祉資金による貸付けを受けている
(9)　上記のほか、経済的にお困りの特別の事情がある

援助される主な費用

学用品費、新入学児童生徒学用品費（１年生のみ）、通学用品費（１年生を除く）、校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費、体育用実技用具費、生徒会費、ＰＴＡ会費、学校給食費などの一部

申請方法

申請の受付は、通学している小・中学校で行っております。
申請は随時受付しています。

申請書及び関係書類

就学援助制度について [PDFファイル／234KB]

就学援助費受給申請書 [PDFファイル／305KB]

【記入例】就学援助費受給申請書 [PDFファイル／277KB]

その他

手続きなどでご不明な点がありましたら、通学している学校または田村市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

このページに関するお問い合わせ先

学校教育課　教育振興係
〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2
電話番号：0247-81-1214　Fax番号：0247-81-1228
お問い合わせはこちらから